

第 11 次東近江市交通安全計画概要版

第 10 次東近江市交通安全計画からの課題

- 交通事故死者数に占める高齢者の割合が高い→全死者数の約 63.6%
- 歩行中及び自転車乗用中の死者数の割合が高い→全死者数の約 54.6%
- 交差点（付近を含む。）での交通事故発生率が高い→全事故件数の約 58.7%

第 11 次東近江市交通安全計画

計画の趣旨	交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、東近江市交通安全対策会議が県の第 11 次交通安全基本計画に基づき定める、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める。
計画の期間	令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間。
理 念	市民全ての願いである安全で安心して暮らすことができ、移動することができる「交通事故のない安全、安心な東近江市」を目指す。

第 1 章 道路交通の安全

交通安全計画の目標 (令和 3 年～令和 7 年)	年間の交通事故死者数 ※を	2 人以下
	年間の交通事故負傷者数を	200 人以下
	年間の交通事故件数 (人身事故) を	150 件以下

※ 交通事故発生から 24 時間以内に死亡した人

【対策を進める三つの視点】

- ①高齢者及び子どもの安全確保
- ②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保

【主な施策】

高齢者及び子どもの安全確保

- ・ 高齢者の日常の移動手段や方法に応じた対策の推進
- ・ 子どもの移動経路における安全対策の推進

歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

- ・ 歩行者の安全確保
横断歩道における歩行者優先の徹底
(横断歩道利用者ファースト運動)

- ・ 自転車の安全利用
自転車損害賠償責任保険等の加入促進

生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保

- ・ 生活に密着した身近な道路における安全確保
自動車の走行速度抑制を図る道路交通環境の整備

【施策の七つの柱】

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 交通事故被害者等支援の充実と推進

第 2 章 踏切道における交通の安全

【踏切道における交通に関する安全施策】

- 1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 2 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

赤・・・新規に記載したもの

青・・・第 10 次東近江市交通安全計画より強化したもの